

民生委員・児童委員及び主任児童委員を「存じ」ですか？

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2362

令和元年12月1日付けで民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選が行われ、民生委員・児童委員及び主任児童委員の皆さまには、各担当区域で様々な活動でご活躍いただいています。

民生委員・児童委員および主任児童委員がどのような職務を行っているのか、改めて皆さまにお知らせします。

民生委員・児童委員とは

「民生委員」は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です（任期は3年で、現在の委員任期は令和4年11月30日まで）

各担当区域で、住民の立場になって相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として活動しています
給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています
（必要な交通費・通信費・研修参加費などの活動費は支給）
・民生委員は、「児童福祉法」に定める「児童委員」を兼ねていて、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守りや子育ての不安、また妊娠中の心配ことなどの相談・支援を行います

主任児童委員とは

「主任児童委員」は、厚生労働大臣からの指名を受け、子ども子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です
播磨町では、小学校区ごとに1人の主任児童委員が活動しており、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携を図るなどの「パイプ役」としての役割もつています

活動事例

○子育て情報やお祝い品をお届けするため、新生児を対象に家庭訪問しています。

民生委員・児童委員と主任児童委員は、播磨町から「こんにちは赤ちゃん事業」の業務委託を受け、生後2〜4か月の新生児を対象に家庭訪問し、子育て情報やお祝い品をお届けするため、新生児を対象に家庭訪問しています。

庭訪問し、子育て情報やお祝い品をお届けしています。訪問は、地域の民生委員・児童委員と主任児童委員を知る機会でもあり、地域との顔つなぎの機会になっています。

○高齢者のご自宅を訪問しています。

災害時における要配慮者の迅速かつ的確な避難に資するため、町が定めた要件を満たす高齢者で援助を要する人の把握及び日常の状況を把握するために訪問をしています。

○必要な公的サービスを受けるための状況確認（証明）事務を行っています。

区域担当の民生委員・児童委員は、遺族年金や児童扶養手当の受給など法令で定められている範囲で、住民からの要望に応じて必要な状況確認や証明事務を行っています。

□お気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域の皆様の相談相手です。高齢者の介護に関することや健康・医療に関することなど、お気軽にご相談ください。なお、民生委員・児童委員には守秘義務が課されているため、皆様からの相談内容の秘密は守ります。

年金

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の全体的人が加入する公的年金制度です

届出を忘れると、将来受ける老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなったりした場合には、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。

次のような場合には、届け出が必要です。届け出を必ず行っていたら、大切な年金の権利を守ってください。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入している場合や被扶養配偶者である場合を除き、20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、「国民年金事務所」に届出してください。

会社を退職したとき

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金第2号被保険者となります。第2号被保険者が60歳になる前に退職した場合は、国民年金の第1号被保険者へ変更となります。

被扶養配偶者ではなくなったとき

厚生年金や共済組合に加入している人（第2号被保険者）の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満に限る）は、国民年金第3号被保険者となります。

第3号被保険者が、扶養されなくなつた場合（※）には、第3号被保険者ではなくなり、第1号被保険者となります。※収入が130万円を超えたとき、離婚したとき、第2号

保険料免除制度などをご利用ください

被保険者の配偶者が退職したとき、または老齢厚生年金などを受ける権利をもっている配偶者が65歳になって第2号被保険者でなくなったときに手続きが必要です。

令和3年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額1万6千610円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や納付猶予制度、学生納付特例制度があります。申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

▼申請 加古川年金事務所または保険年金グループ

▼必要書類

①年金手帳または納付書など
②資格喪失証明書（資格変更の届出には必要）

活動を通して人と出会い人とつながる

まちづくりアドバイザーがお届けする

まちアド通信

企画グループ ☎079 (435) 0356

4月17日に「ハリマミーツ〜まちのあれこれ大集合〜今日どうする？協働でしょ〜」が開催されました。テーマ型活動団体の活動発表の場です。

播磨町には特定のテーマで活動している団体がたくさんあります。団体はたくさんあるにも関わらず、これまでは団体同士、活動している人同士が横につながつたり、お互いがどんな活動をしているか知る機会がありませんでした。今回初めて開催したハリマミーツは、令和2年度に播磨ゆめづくり塾、住民協働推進事業に採択され1年間活動した団体の活動発表会です。中心になつた方以外にも、イベントに参加した方、これから活動を始めてみたい方など、幅広く住民のみならず、名前が知っていたけど、どんな活動がよく知りませんでした」や「会

いたいと思っていたんです」といった会話が至るところで繰り広げられました。一緒に活動するためには、まず出会う機会づくりが必要で、小さなまち播磨町だからこそできる団体同士のつながりや人との出会いが重なることでまちに更に活動が広がっていくと思っ



【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。